

生駒市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、市長から平成29年度財政援助団体等の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年2月16日

生駒市監査委員 藤本 勝美
 生駒市監査委員 井上 圭吾
 生駒市監査委員 下村 晴意

記

監査の対象(課、施設)	高齢施策課、デイサービスセンター幸楽
指摘事項等	措置内容
<p>(1) 指定管理者の指定 生駒市デイサービスセンターに係る生駒市プロポーザル審査委員会において、指定管理手続きはおおむね適正に行われているものの、当該審査委員会の委員の一人は、生駒市社会福祉協議会の利害関係人であった。本市の「指定管理者制度に関する指針」によると、審査委員会の委員に利害関係人を含むときは委員を変更する等の措置を要するため今後は、指定管理者制度に関する指針を遵守されたい。</p> <p>(2) 指定管理施設の利用状況について 本指定管理施設において、建物の使用に関する法的根拠が不明確となり、指定管理業務とその他の業務の区別が難しい状況であった。 ついては、建物の使用に関する法的根拠の整理を図るとともに、指定管理者に対する市の管理監督が適切なものとなるよう、委託契約書等の内容を精査されたい。</p> <p>(3) 基本協定書について 基本協定書の履行状況を確認したところ、指定管理者は協定に基づく文書の一部を提出していなかったため、協定に基づいて、事業を推進されたい。</p> <p>(4) 事業計画書及び事業報告書について 事業計画書の内容は、欠落している部分があり、</p>	<p>(1)不適正な委員委嘱とならないよう、委員選定時に要件審査を徹底し、再発を防止します。</p> <p>(2) 指定管理協定書に含まれない部分の使用等については、別途、使用場所、使用要件等について契約を締結します。(契約者が双方代理となり理事会の承認が必要なため、理事会が開催される3月以降の契約締結となります。)</p> <p>(3) 協定書に基づき文書の提出を求めます。</p> <p>(4) 指定管理業務のみに係る計画・報告を別に提出してもらい、事業の適正さの検証を行います。</p>

極めて簡素であった。事業計画及び事業報告を疎かにすると、目標の達成状況等の検証が困難になりかねない。今後、指定管理者は指定管理業務に関する事業計画及び事業報告を適切に作成し、市においてはその報告内容を分析し、適宜指導されたい。

(5) 市の関与について

上記(2)、(3)及び(4)の指摘事項のとおり、市の指導は不十分である。

については、適切に指定管理者を管理監督し、相互に理解を深めるため、事業計画及び事業報告について定例的な協議の場を設定し、指定管理業務について適切に記録されたい。また、担当課において、少なくとも事業実績、資金収支及び施設の修繕計画の進ちょく状況を把握されたい。

(6) 備品購入に係る協議記録について

平成28年度において、協議により備品を購入したとのことだが、このことに関する協議記録がなかった。また、負担割合の考え方や基本協定書記載のリスク分担の適用について、市と指定管理者において見解の相違がある。今後、計画的に改修を進めるため、適切に協議記録を残し、負担のあり方について、継続的に協議をされたい。

(7) 未収金の管理について

介護サービスの利用者が利用料金を滞納した場合における徴収及び督促について、督促等に係るマニュアルを整備していなかった。公平性の観点から、基準等を設けて適切に債権管理をされたい。

(8) 指定管理者の委託契約について

給湯器等に係る保守点検業務について、指定管理者は、「設置業者の系列業者であり、瞬時の対応が可能である」ことを理由に遠方の和歌山県の業者と契約している。しかし、小規模な当該業務を実施できる業者が他にいないとは考えられず、施設の安全管理のため、適切な業者に委託されたい。

(5) 予算編成時期に協議を行い、130万円を超える修繕等については、必要と認めるものについては、予算要求をします。

(6) 協議事項は記録を残し、相互の見解に齟齬がないように努め、負担割合については、指定管理者と協議を行います。

(7) 指定管理者において、滞納整理マニュアルを作成し、適切に債権管理を行います。

(8) 設置機器に精通し、緊急対応できる近隣事業者を選定します。